

議案第 14 号  
議決第 号

始良市市有林管理条例及び始良市部分林条例の一部を改正する条例の件

始良市市有林管理条例及び始良市部分林条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月16日提出  
始良市長 湯元 敏浩

始良市市有林管理条例及び始良市部分林条例の一部を改正する条例

（始良市市有林管理条例の一部改正）

第1条 始良市市有林管理条例（平成22年始良市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第3条中「則した森林施業計画に基づき」を「則し、」に改める。

第4条第2項第2号中「市民」の次に「又は認定林業事業体（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条の規定に基づく改善措置についての計画を鹿児島県知事に提出し、当該計画が認定された事業体をいう。）」を加える。

第7条第1号中「施業計画」を「森林整備計画」に改める。

（始良市部分林条例の一部改正）

第2条 始良市部分林条例（平成22年始良市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市民」の次に「又は認定林業事業体」を加える。

第3条を次のように改める。

（申請者）

第3条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 始良市に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 始良市に本店又は主たる事務所を有し、本市内において森林整備の実績のある認定林業事業体

附 則

この条例は、公布の日から施行する。